

令和3年鞍手町議会第5回定例会会議録（第3号）						
令和3年6月9日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年6月9日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
令和3年6月9日 午後2時28分						
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名 員		3	田中 二三輝	4	宇田川 亮

職 務 出 席	議会事務局 長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 次 長	長 浦 良	出 欠
	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副 町 長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和3年第5回鞍手町議会定例会議事日程

6月9日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第56号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第57号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第3 議案第58号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第59号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第60号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第61号 専決処分の承認（令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第2号）
- 日程第7 議案第62号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第63号 地方独立行政法人くらて病院定款の一部変更
- 日程第9 議案第64号 財産の出資

令和3年6月9日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第56号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

個人番号カードは現在の段階でどの程度まで普及しているかお尋ねしたいと思えます。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

はい。個人番号カードの交付率につきましては、5月末現在、鞍手町では23.78%交付されております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

それを民間業者が設置する端末装置で申請すると書いてあります。民間事業者とは具体的にどういうところでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

はい。ここで言います民間事業者とはコンビニエンスストアに該当すると思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

7月1日から施行するという事になっておりますが、現時点において民間業者であるコンビニエンスストア等がどの程度参加の意思を示しているのか教えてください。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

コンビニエンスストアに関しましては、鞍手町に存在するコンビニエンスストアはほ

とんど今コンビニエンスストアと言われるところは全てその中には入っております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

13条2の第2項にある交付の申請が適正であると認めるときは、多機能端末機器を介して印鑑登録証明を交付するものとする、とありますけども、この交付の申請が適正であるというのはどういう基準で判断するのでしょうか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

個人番号カードを利用しましてコンビニエンスストアの多機能端末を利用するので、そのときにパスワードが必ず必要となっておりますので、それが確実にパスワードが合っているということで本人を確認しまして、適正であると認めることとなると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝議員

第二項も同じ条項。本町はという頭書きがありますけども。要するに申請の登録をして町長が確認をして申請するものではなく、許可をするのではなくて、そういった手続もろもろのセキュリティーの内容をクリアすれば、即刻、出てくるという理解でいいのですね。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

はい。今議員さんおっしゃいますとおり、町長というのは一応、町の責任者でありますので、町長の名前を入れております。議員さん言われるとおりでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第56号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第56号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第57号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

第1条で総務大臣を内閣総理大臣に改めるとありますが、その理由はどういうものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。お答えいたします。

このデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中におきまして、所管が総務大臣から内閣総理大臣に改められたことで所管替えがあったことから、この文言が変わっております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

第3条ですが、鞍手町手数料条例におきまして戸籍の附票とか身分証明書は今までどおり300円なのですけれども、特定個人情報の提供等に関する省令第28条の規定に基づく再交付、個人番号カードの追記欄の余白がなくなったとき、その他再交付がやむを得ないと町長が認める場合を除くですか。これだけが何かなくなってですね無料になるわけですね。この理由はなぜでしょうか。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

はい。これは個人番号カードの再交付のことを言っております。

議員さんおっしゃいますように、その上にあります身分証明書とか住民基本台帳に基づく証明書というのはこのまま手数料条例は変わりません。

この個人番号カードの再交付だけが無料になるわけではなく、今現在800円かかっておったんですけど、これは町の収入となっております。

これは今度の法律改正によってJ-LISとってですね、地方公共団体情報システム機構。ここをJ-LISというんですけど、ここが個人番号カードを発行するという事で、発行元が明確化されたために、今からは町の収入ではなくJ-LISのほうに町が代わって徴収して納入することになっておりますので、この800円は個人にかかる分800円は変わりません。その分町の収入であるかJ-LISの収入になるかということになっておりますので、この手数料条例は削除させていただいております。以上

です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ということは、町民は800円払わなきゃいけないということですね、その都度。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第57号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第58号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第58号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第58号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第59号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第59号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第59号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第60号 鞍手町定住促進奨励金交付条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今回この条例を5年間延長するということなのですが、その理由の中に、この事業の効果を検証した結果、一定の成果を得られたと。成果が確認出来たと言われていきますけれども、具体的にその数値としてどういう成果が上がったのかわかれば。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 和夫君

お答えいたします。今回対象住宅の取得期限を延長した理由。この数値的な成果といたしましては、8年間この事業をやったわけですが、これまでに町外から185世帯574人が転入をしております。

平成2年度の国勢調査人口におきましては国立社会保障人口問題研究所が推計した平成2年の数値、これは1万4,813人となっておりますが、現在、鞍手町が国に報告しております国勢調査人口の報告値ですね。これに比べますと約274ぐらい増えていますというのが一つの理由でございます。

さらにですね、2点目としましては、今年2月に定住促進奨励金の交付対象者にアンケート調査を実施いたしました。

この中の回答で、この奨励金制度が本町への定住にどの程度影響があったかという問合せをしましたところですね、大いに影響した、それから、少し影響した。これが合わせて8割以上がありまして、一定の効果が確認出来たということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第60号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第60号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第61号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第2号を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の10頁をお開きください。

2款総務費について10頁から13頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。8頁をお開きください。

歳入は一括して質疑をお受けします。

8頁から9頁まで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第61号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第61号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第62号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第3号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の12頁をお開きください。

2款総務費及び3款民生費について12頁から19頁まで質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

13頁のコミュニティー助成事業費につきまして、一般財団法人自治総合センターからの助成金の交付を受けて250万円を追加しているということですが、一般財団法人自治総合センターとはどういったところでございましょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美恵君

はい。この一般財団法人自治振興組合は宝くじの財源の一部を財源として運営をしている団体でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

同じところですけども、この250万円、どの自治会にどういうものが購入されるのかっていうのを教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美恵君

お答えいたします。令和3年度のコミュニティー助成事業につきましては、新中山区が採択団体となっております。

使途の内容につきましては、エアコン、プロジェクター、ノートパソコン、放送設備等の備品購入費となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

次に進みます。4款衛生費から10款教育費について、18頁から21頁まで質疑ありませんか。

○3番 田中 二三輝議員

19頁から21頁の水田農業担い手機械導入支援事業補助金がマイナスになって、水田農業DX推進事業補助金とありますけども、これ同額に近い金額がマイナスプラスになっているみたいですが、どういう理由でこういう予算編成になったのですか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 大村 俊夫君

お答えします。この水田農業担い手機械導入支援事業と水田農業DX推進事業については、県の事業になるのですが、当初、水田農業担い手機械導入支援事業として5件の要望を上げておりました。その後県と県のほうに要望を出したところ、3件しか採択されなかったため、県と協議した中で、この令和3年度新規事業である水田農業TX推進事業のほうで利用が可能ということで回答いただきましたので、組替えを行ったものです。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中二三輝議員

5件申請して2件が何らかの理由でもれたと。その2件を補てんするためにこの仕組みがあると。だからこちらに補助金替えしたというのは解るのですが何で少し増えるんですか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 大村俊夫君

お答えします。水田農業DX推進事業につきまして、スマート農業の対象というところの要件が新たに加わりましたので、その中で収量センサー等をオプションでつけないといけなくなったところ、それを農家の方にご相談したところ、それをつけて、この事業に要望されるということでしたので、その分、金額が上がっております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

21頁のですね1番下のところですけど、10款の教育費なのですけど。そこに外国青年招致事業費の中の旅費というのがありますね。会計年度任用職員費用弁償ですか。これ50万ぐらいは上がっていますが、これはどういう内容でございますか。内訳を教えてください。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

これはALTの先生の来日にかかる費用でございます。

内訳としましては、イギリスから東京、東京から福岡、東京でのオリエンテーションの宿泊費。隔離期間の宿泊費、市新型コロナ検査料。合計いたしまして51万1,670円でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

もうALT来られているのですか。最近、見たような気がしますけども。現在の状況わかれば一緒に教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

現在、1名の先生が来られておりまして、本来は2名でするところを1名でされております。基本的には、月曜日から金曜日まで各小学校、中学校をまわっておられます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

今のALTの続きなのですけれども、もう来られているのですね。一応期限が決まっていると思うのですけれども。いつまででしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

今のALTの先生は去年から来られた先生です。実は昨年度、ALTの先生がいらっしゃる予定だったんですけど、ご承知のとおりコロナの関係でずっと来られなくて。今年の1月からも待っていたのですけどなかなか来られなくて。その関係でまた3年度またお願いをしております。イギリスの状況が今好転しておりますので、その状況を見て、この夏から秋にかけて、もう1名は来られるんじゃないかなと思っております。以上で

ございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

8頁をお開きください。

歳入は一括して質疑を受けします。

8頁から11頁まで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第62号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第62号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第63号 地方独立行政法人くらはて病院定款の一部変更を議題とします。

質疑ありませんか。添田議員。

○1番 添田 政勝君

名称の変更の理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この変更の理由につきましては、介護老人保健施設設置に伴います新たにくらはて病院から診療所を開設して介護老人保健施設を設置するために、その名称を変えたところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

診療所を新たに開設するというのは、初めて聞いたのですが、普通は診療報酬の関係で大きい病院じゃなくて、診療所でそれを介して、悪化したときにその病院とか、そういう中間役割的な部分で診療所を開設するというのがよくあるのですけれども、今

回そういうことも考えてあるんでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えします。介護老人保健施設の設置基準におきましては、入所者定数が100名以内の施設に対しまして、常勤の医師1名以上配置されておかなければならないことになっております。

ただし、病院等併設の場合はベッド数に対する割合となっているため、現在、鞍寿の里につきましては、くらで病院の医師1名が兼務で業務を行っております。

鞍寿の里の入居者定数につきましては現在60名でありまして医師の設置基準からすれば余剰が見込まれますので、その余剰時間分につきましては、これまで鞍手町で対応が出来ていないグループホームや在宅老人ホームなどの共同住宅等への訪問診療を提供をすることも想定して今回改正するものでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

そうすれば常駐の医師を兼務じゃなくて、そこに所長ということだろうと思いますけれども。もう一つはですね、今の鞍寿の里の絡みで答弁されましたけども、もう一つはやっぱり診療所となっている限りは、一般の患者さんを受け入れるのかどうか。その辺について教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、この診療所につきましては通常の外来診療を行うという予定はございません。あくまでも先ほど申しましたような鞍手で対応出来ない共同住宅等への訪問診療を提供するということが目的でございます。

ただし、通所に伴いまして通所リハビリ等でやはり具合が悪くなったという方もいらっしゃるかと思います。そういう場合は診療を行うということをしております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第63号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第63号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第64号 財産の出資を議題とします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第64号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第64号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日10日から14日までの5日間は委員会審査のため休会としたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日10日から14日までの5日間は委員会審査のために休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 14時28分